

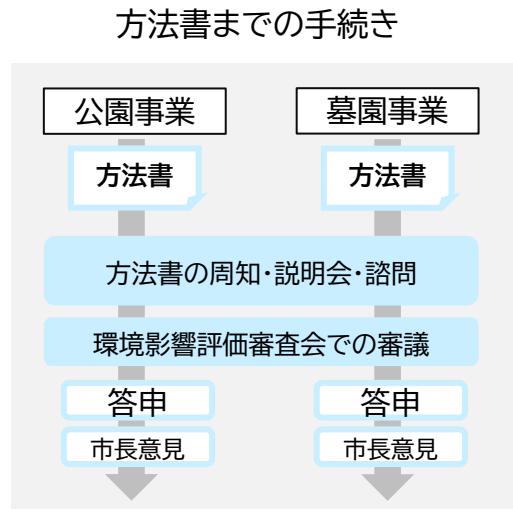
(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業 及び (仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業 手続の併合について

第11回環境影響評価審査会
事務局資料
令和8年1月16日

配慮書段階及び方法書段階は、2事業でそれぞれ図書を作成し、手続を行ってきましたが、**準備書段階から、手続きを併合して図書を合冊し、両事業の複合影響について環境影響評価を行うこととなりました。**

準備書の提出:令和7年12月19日

【参考】横浜市環境影響評価条例
第60条 市長は、事業者が相互に密接に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合において、環境の保全の見地から必要があると認められるときは、これらの対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続を併せて行うことを求めることができる。



今後の手続きの流れ

公園事業

墓園事業

準備書

- ・一体で予測・評価
- ・図書を合冊で作成

準備書の周知・説明会・諮問

環境影響評価審査会での審議

答申

評価書

事後調査